

# 8. 退職金共済事業

退職金は、勤労者の退職後の生活を支える大きな柱です。センターでは安全・確実な国の退職金制度加入の仲介事務を取り扱っています。

## 中小企業退職金共済(中退共)制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中退共制度は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの掛金助成があり、掛金は全額非課税となる中退共制度をぜひご利用ください。パートタイマーや事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。詳しくは中退共本部へお問い合わせください。

### 加入できる企業 (共済契約者)

区分	小売業	サービス業	卸売業	一般業種 (製造・建設業等)
常用従業員数	50人以下 または 5千万円以下	100人以下 または 5千万円以下	100人以下 または 1億円以下	300人以下 または 3億円以下
資本金 出資金				

\*但し、個人企業や公益法人等の場合は常用従業員数によります。  
\*事業主及び小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。  
\*法人企業の場合、原則として役員は加入できません。

### 掛金 掛金は口座振替なので手間もかかりません。

掛金月額の種類			
5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

\*短時間労働者は、この他に特例掛金月額(2,000円・3,000円・4,000円)も選択できます。  
\*掛金は1年分を限度として前納することができます。

## 事業主にとっての特典

### 国の助成・・・掛金の一部を国が助成します。

(注)同居の親族のみを雇用する事業主は、「新規加入助成」及び「月額変更助成」の対象にはなりません。

#### 1. 新規加入助成

初めて中退共制度に加入する事業主に掛金月額の1/2(従業員ごと上限5,000円)を加入後4ヶ月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円が上乗せされます。

(注) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金または特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主及び合併等により企業年金との間の資産移換を希望する事業主は、新規加入助成の対象にはなりません。

#### 2. 月額変更助成

18,000円以下の掛金月額を増額変更する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

(注) 20,000円以上の掛金月額からの増額は月額変更助成の対象にはなりません。

**税制上の特典** ・掛金は、法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税になります。

### 退職金額

(退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合算したものが、受け取る退職金となります。)

・基本退職金額は、掛金月額と掛金納付月数に応じて法令で定められている金額で制度全体として予定運用利回りを1.0%として設計し定められた金額です。(予定運用利回りは、法令の改正により変わることがあります)

・付加退職金は、基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額です。

(例)

掛金月額 納付月数	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
60月(5年)	304,100円	608,200円	1,216,400円	1,824,600円
120月(10年)	632,800円	1,265,600円	2,531,200円	3,796,800円
240月(20年)	1,333,300円	2,666,600円	5,333,200円	7,999,800円

\*本表は基本退職金のみで、付加退職金を含んでおりません。

\*掛金納付月数が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は、掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6ヶ月では掛金相当額となります。

## 退職金の受取方法

退職金は、退職者本人に中退共本部から直接支払われます。一時払いのほか一定の要件を満たしていれば、退職者本人の希望により全額又は一部を分割で受け取ることができます。

### 加入手続

・まず、資料請求申込書(P32)を記入し、センターにFAXしてください。センターよりパンフレット、契約申込書を送ります。契約申込書にご記入し、お取引の金融機関で預金口座の確認を受けた後、センター又は中退共の取り扱い金融機関に提出してください。中退共本部で審査が終了すると、中退共本部から事業主(共済契約者)に「退職金共済手帳」が送られてきます。

・新たに採用した従業員を追加加入させたい場合、追加用の契約申込書をセンター又は金融機関に提出してください。